

## ◇契約約款

### 第1章 総則

#### (約款の適用)

第1条 株式会社ケーブルネット神戸芦屋（以下「当社」といいます。）は、この契約約款（以下「約款」といいます。）、ケーブルフォンサービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）により、ケーブルフォンサービスを提供します。

#### (契約の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 用語の意味

#### 1. 電気通信設備

電気通信を行うため機械、器具、線路その他の電氣的設備

#### 2. 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

#### 3. 電気通信回線設備

送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

#### 4. 電気通信回線

電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備

#### 5. ケーブルフォンサービス

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービスの付加機能として、電話機から入力された音声をデジタル化し、通話するサービス

#### 6. ケーブルフォンサービス取扱所

1. ケーブルフォンサービスに関する業務を行う当社の事業所

2. 当社の委託によりケーブルフォンサービスに関する契約事務を行う者の事業所

#### 7. 契約

当社からケーブルフォンサービスの提供を受けるための契約

#### 8. 契約者

当社と契約を締結している者

#### 9. 契約者回線

当社との契約に基づいて設置される電気通信回線

#### 10. 端末設備

契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分

の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

11. 端末接続装置

端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

12. 自営端末設備

契約者が設置する端末設備

13. 自営電気通信設備

第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14. 相互接続事業者

当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

15. 技術基準

端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準

16. 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

（ケーブルフォンサービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する品目があります。

（契約の単位）

第5条 当社は契約者回線一回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき一人に限ります。

2 当社は一の契約ごとに一のケーブルフォン用電話番号を定めます。ただし、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ケーブルフォン用電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、ケーブルフォン用電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者回線の終端）

第6条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置の場所を定めるときは、契約者と協議します。

（契約申込みの方法）

第7条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うケーブルフォンサービス取扱所に提出していただきます。

一 料金表に定めるサービスの品目

二 契約者回線の終端とする場所

三 その他ケーブルフォンサービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第8条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は前項の規定にかかわらず、ケーブルフォンサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しません。

一 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。

二 契約の申込みをした者がケーブルフォンサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

三 当社のインターネット接続サービスを契約しないとき。

四 その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(ケーブルフォンサービスの種類等の変更)

第9条 契約者は、料金表に規定するケーブルフォンサービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第10条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は移転の請求があったときは、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第二項の変更に必要な工事は、当社が指定した者が行います。

(ケーブルフォンサービスの利用の一時中断)

第11条 当社は、契約者から請求があったときは、ケーブルフォンサービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条（契約申込みの方法）第三号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

第13条 契約者が契約に基づいてケーブルフォンサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者が行う契約の解除）

第14条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるケーブルフォンサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第15条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

一 第18条（利用停止）の規定によりケーブルフォンサービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき

二 第18条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、ケーブルフォンサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

三 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルフォンサービスの継続ができないとき

2 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3 当社は、第一項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### 第3章 付加機能

（付加機能の提供等）

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供し

ます。

#### 第4章 利用中止及び利用停止

##### (利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、ケーブルフォンサービスの利用を中止することがあります。

- 一 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 二 第21条(利用の制限)の規定によりケーブルフォンサービスの利用を中止するとき

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3 前二項の規定により、ケーブルフォンサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### (利用停止)

第18条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、六ヶ月以内で当社が定める期間(そのケーブルフォンサービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのケーブルフォンサービスの利用を停止することがあります。

一 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。

二 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

三 第35条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

四 事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

五 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

六 前各号のほか、この約款に違反する行為、ケーブルフォンサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、ケーブルフォンサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

## 第5章 利用の制限

### (利用の制限)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、ケーブルフォンサービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 ケーブルフォンサービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第6章 料金等

### 第1節 料金

#### (料金の適用)

第20条 当社が提供するケーブルフォンサービスの料金は、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の二各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### (利用料等の支払義務)

第21条 契約者はその契約に基づいて当社がケーブルフォンサービスの提供を開始した日の属する月（付加機能の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、契約の解除があった日の属する月（付加機能の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は一月間とします。）について、当社が提供するケーブルフォンサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりケーブルフォンサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

一 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

二 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(手続に関する料金等の支払義務)

第22条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第23条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 割増金及び遅延利息

(割増金)

第24条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 契約者は、料金その他の債務(遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して十日以内に支払が合った場合は、この限りではありません。

## 第7章 保守

(当社の維持責任)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(契約者の維持責任)

第27条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持

していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切分け責任）

第29条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要望があった場合には、当社が別に定めるケーブルフォンサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第8章 損害賠償

（責任の制限）

第30条 当社は、ケーブルフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのケーブルフォンサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ケーブルフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのケーブルフォンサービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第一項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりケーブルフォンサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

第31条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、ケーブルフォンサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるケーブルフォンサービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第9章 雑則

(承諾の限界)

第32条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第33条 当社は、ケーブルフォンサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を

与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、負荷部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、前四項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(相互接続業者のケーブルフォンサービス)

第34条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のケーブルフォンサービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第35条 当社は、当社が別に定めるケーブルフォンサービス取扱所において、ケーブルフォンサービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がケーブルフォンサービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

第36条 この約款は、下表に定める営業区域において適用します。

営業区域	神戸市北区
------	-------

(閲覧)

第37条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年2月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

この契約約款実施の際現に、合併前の財団法人京阪神ケーブルビジョンとの間で締結している本サービスに係る契約は、この契約約款実施の日において当社が提供する本サービスに係る契約に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

この契約約款実施前に支払いまたは支払われなければならなかった合併前の財団法人京阪神ケーブル

ビジョンとの規定により生じた料金その他の責務については、この契約約款実施の日において、当社が譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、改正後の規定に準じて取り扱います。

（改正前の規定による手続き等の効力）

この契約約款実施前に、改正前の規定によりなされた合併前の財団法人京阪神ケーブルビジョンとのサービスに関する手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この契約約款中にこれに相当する規定があるときは、この契約約款によってなされた当社の本サービスに関する手続きその他の行為とします。